

愛犬の狂犬病予防集注射を行います

●集合注射について

狂犬病の予防注射は法律により接種が義務付けられています。町では、下表のとおり平成31年度の狂犬病予防集注射を実施します。最寄りの会場で注射してください。なお、お住まいの地区以外の会場でも注射できますので、都合の良い日時をご利用ください。日程が合わない場合は、動物病院にて注射を受けさせてください。

※通知書（ハガキ）は、町内に登録がある犬の飼い主宛に郵送します。通知書（ハガキ）が届いたら登録内容に誤りがないかご確認ください。

●費用

犬の登録代 3,000円（※未登録の場合）
 注射代 3,400円
 狂犬病予防注射代 2,850円
 注射済票 550円

●平日のお願い

・通知書（ハガキ）と愛犬手帳を忘れずに会場に持参してください。
 ・1か月以内に混合ワクチンを接種している場合は、狂犬病予防注射はできません。
 ・事故防止のため、当日は犬をきちんと押さえることができる方が連れてきて

ください。

・会場での飼い犬のフンは、必ず飼い主が責任をもって持ち帰ってください。
 ・犬の健康状態に不安がある場合は、注射の前に獣医師へご相談ください。
 ・法律で定められている犬鑑札・狂犬病予防注射済票を着用して来場してください。

●飼い主の皆様へのお願い

「飼い犬の登録を忘れず」

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防ぐため、町に飼い犬を登録することが義務付けられています。犬を飼い始めた方で、まだ登録をされていない方は届出をお願いします。

また、飼い犬が死亡した時や登録事項に変更があった場合も、届け出が必要です。

※届け出は本庁（くらし環境課）・総合支所（窓口業務室）で受け付けています。

「飼い方のルールを守りましょう」

最近、犬の放し飼いやフンの放置についての苦情が町に寄せられています。放し飼いは人をおかむ事故や交通事故の原因となりますので、必ず鎖などについておきましょう。道路や私有地へのフンの放置は衛生面だけでなく、周囲の住民の迷惑になりますので必ず持ち帰りましょう。

焼津市 島田市 藤枝市 川根本町

3市1町 市民後見人養成講座

事前説明会について

健康福祉課 地域福祉室 ☎562224

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断することが苦手な人が安心して自分らしく生活していくために、その人の権利や財産を法的に支援する制度です。認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の需要がますます高まっています。そうした中、同じ住民の立場で寄り添い、きめ細かい支援を行うことのできる市民後見人が、新たな福祉の担い手として活動することが期待されています。焼津市・島田市・藤枝市・川根本町では、住民が後見人に必要な知識や姿勢を学ぶ場として、市民後見人養成講座を実施するにあたり下記のとおり事前説明会を開催します。

※講座受講を申し込むためには、事前説明会への参加が必須です。受講希望の方は2回の説明会のうちいずれか一方に必ずご参加ください。

市民後見人養成講座 事前説明会

日時・会場：① 2019年5月15日(水) 10:00～12:00
 島田市保健福祉センターはなみずき3階 研修室（島田市中河町 283-1）
 ② 2019年5月18日(土) 10:00～12:00
 焼津市総合福祉会館3階 大会議室（焼津市大覚寺三丁目 2-2）

対象：焼津市、島田市、藤枝市、川根本町の住民（おおむね30～70歳）
 ・市民後見人の活動に関心があり、養成講座を受講する意思のある人

参加費：無料
 内容：市民後見人の概要、役割、登録までの流れ、養成講座の概要、受講要件、注意事項等
 申込み締切り：5月8日(水)

【申・問】 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 地域づくり課生活相談支援係
 〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目2-2
 ☎054(621)2941 FAX 054(626)0573
 ※受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日は除く）

★市民後見人養成講座の概要

- 受講資格：
- 市民後見人養成講座事前説明会に出席していること
 - 焼津市、島田市、藤枝市、川根本町の住民であること
 - おおむね30歳～70歳の人で心身ともに健康であること
 - 市民後見人の活動に関心があり、成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があること
 - 原則として指定した全ての研修を受講することが可能で市民後見人として活動できること
 - 成年後見人の養成講座を実施する団体の資格を有していないこと
 - 親族後見人等になることのみが受講の目的ではないこと
 - 報酬を得ることを目的としないこと

受講料：無料
 ※ただし、テキスト代6,000円程度を負担いただきます。

